

# 第 666 回兵庫地方最低賃金審議会

開催日時：令和 6 年 3 月 11 日(月)

午前 10 時 00 分～

場所：兵庫労働局 16 階 第 3 共用会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

( 1 ) 第 1 回兵庫地方最低賃金審議会小委員会報告(令和 5 年 10 月 27 日開催)について

( 2 ) 特定(産業別)最低賃金改正申出の意向確認について

( 3 ) 特定(産業別)最低賃金設定業種の適用使用者数及び適用労働者数について

( 4 ) 最低賃金の周知広報の状況について

( 5 ) 次年度の实地視察等について

( 6 ) 次年度の審議会の日程等について

( 7 ) その他

### 3 閉 会

## 資料目次

- 資料 No.1 : 第1回兵庫地方最低賃金審議会小委員会報告(令和5年10月27日開催)について
- 資料 No.2 : 令和6年度 兵庫県特定最低賃金の金額改正に関する意向表明
- 資料 No.3 : 兵庫県特定最低賃金に関する産業分類表
- 資料 No.4 : 令和5年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数調べ
- 資料 No.5 : 令和5年度最低賃金改定額の自治体広報誌掲載状況
- 資料 No.6 : 令和6年度兵庫地方最低賃金審議会による実地視察及び意見聴取について(案)
- 資料 No.7 : 令和5年度 最低賃金審議会経過一覧表
- 資料 No.8 : 令和5年度最低賃金審議会等開催日
- 資料 No.9 : 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
- 資料 No.10 : 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

## 第1回兵庫地方最低賃金審議会小委員会委員名簿

区分	氏 名	所 属 及 び 役 職
公 益 代 表	うめ の なお とし <b>梅 野 巨 利</b>	大阪商業大学 総合経営学部  教 授
	さくら ま ひろ あき <b>桜 間 裕 章</b>	株式会社神戸新聞社  元論説委員長
	やま ぐち たか ひで <b>山 口 隆 英</b>	兵庫県立大学 国際商経学部  教授
労 働 者 代 表	いわ さき かず と <b>岩 崎 和 人</b>	JAM山陽  書記長
	ほり い せつ や <b>堀 井 説 也</b>	電機連合兵庫地方協議会  事務局長
	もり た なお き <b>森 田 直 樹</b>	日本労働組合総連合会兵庫県連合会  副事務局長
使 用 者 代 表	まつ おが なお や <b>松 岡 直 哉</b>	兵庫県経営者協会  労働政策部長
	まつ した たか こ <b>松 下 田 佳 子</b>	川上塗料株式会社  取締役経理部長
	よし かわ かず ひろ <b>吉 川 和 宏</b>	山陽特殊製鋼株式会社  人事・労政部 プロスタッフ主査

## 第 1 回 兵庫県最低賃金審議会小委員会議事経過

開催日時	令和 5 年 10 月 27 日(金) 10 時 06 分～11 時 27 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	( 1 ) 委員長及び委員長代理の選出について ( 2 ) 特定最低賃金の改正申出の要件について ( 3 ) その他		
議 事 内 容			
<p><b>1. 委員長及び委員長及び委員長代理の選出について</b>                  委員長に梅野委員、委員長代理に桜間委員が選出された。</p> <p><b>2. 特定最低賃金の改正申出の要件について</b>                  事務局から、本件小委員会開催に至る経緯、特定最低賃金の改正申し出にかかる「概ね 3 分の 1」の要件等について説明した。                  使用者側より事務局提案を求められ、事務局より公益との協議案として「30%」という数字案を提案した。                  使用者側からは、                  ・30%については受けてもよい、                  ・本来、概ね 1 / 3 とは、33.3%の端数の問題ではないかと思う、  <span style="float: right;">等との意見</span></p> 労働者側からは、 ・今回の不手際を踏まえ見える化も大事だが、もう少し慎重な判断が必要ではないか、 ・数字で決めるというのはいかななものか、 <span style="float: right;">等との意見</span> その後、公労使各委員で協議した結果、引き続き「概ね 3 分の 1」というのをきちんと運用していくことを再確認し、数値化はしないこととなった。 <p><b>3. その他</b>                  労働者側から、                  ・地賃の大幅引き上げが続く中、特定最低賃金の埋没・廃止議論があるが、基幹的労働者の優位性を確保するための在り方、計量器においても適用除外の見直し等が必要ではないか                  使用者側から、                  ・職業に貴賤なしという規範があり、できるだけ業種にとらわれなく、多くの現場で働く人を一括りにもっていくような在り方というのを求めていくべき 等                  特定最低賃金の適用除外の検討に対する意見が交わされた。                  事務局から手続き等について説明をした上で、今後特定最低賃金専門部会等の場において、計量器等での適用除外の検討についても協議することについて確認がなされた。</p>			



令和6年3月5日

兵庫労働局  
局長 金刺 義行 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会  
会 長 福 永 明  
連 合 兵 庫 最 低 賃 金 連 絡 会  
委 員 長 堀 井 説 也  
( 公 印 省 略 )

## 令和6年度 兵庫県特定最低賃金の金額改正に関する意向表明

貴職におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

さて、標記の件につきまして、下記7件の最低賃金の金額改正の「申出」を行う準備をしておりますので、意向表明します。

- 兵庫県塗料製造業
- 兵庫県鉄鋼業
- 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
- 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信・機械器具製造業
- 兵庫県輸送用機械器具製造業
- 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
- 兵庫県自動車小売業

なお、特定最低賃金改正の審議に入るにあたっては、次の2点に重点をおき、建設的な審議がおこなわれることを要請します。

- ①特定最低賃金は、日本で唯一の企業間の枠を超えた産業別労働条件決定システムであり、団体交渉を補完・代替していることから、企業横断的な最低賃金水準をより高いレベルで決定する役割を果たしていること。
- ②法の趣旨を踏まえるとともに、これまでの歴史的過程を重視し、全産業において審議を円滑に運営すること。

以上



兵庫県特定最低賃金適用産業	日本標準産業分類(平成25年10月改定)	詳細(一部 該当するもののみ説明)
E11 繊維工業	E1114綿紡績業	紡績業又はねん糸製造業( 紡績業のみ)
	E1115化学繊維紡績業	
	E1116毛紡績業	
	E1119その他の紡績業	
	E1121綿・スフ織物業	織物業( 綿・スフ・毛織物業のみ)
	E1123毛織物業	
	E1125細幅織物業	繊維雑品製造業
	E1129その他の織物業	繊維雑品製造業
	E1131丸編ニット生地製造業	メリヤス製造業( 丸編ニット生地製造業のみ)
	E114染色整理業	染色整理業
E115綱・網・レース・繊維粗製品製造業	繊維雑品製造業	
E1193じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	その他の繊維工業又は繊維製品製造業	
E1198繊維製衛生材料製造業		
E1644 塗料製造業	E1644塗料製造業	油脂加工品又は塗料製造業(界面活性剤製造業を含む)( 塗料製造業のみ)
E22 鉄鋼業	E22鉄鋼業	金属精錬業
		鋼材製造業(一貫して行うめっき業を含む)
		鍛鋼製造業
		その他の金属材料品製造業( 非鉄金属製造業に係るものを除く)
		鋳鉄鋳物製造業
		鋳鋼製造業
E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業 E27 業務用機械器具製造業	E25はん用機械器具製造業	原動機製造業 一般産業用機械装置製造業 消火器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業
	E26生産用機械器具製造業	農業用機械製造業
		建設機械又は鉱山機械製造業(トラクター製造業を含む)
		金属加工機械製造業
		繊維機械製造業
	E271事務用機械器具製造業	事務用機械器具製造業
	E272サービスマシン・娯楽用機械器具製造業	(営業用洗濯機、ドライクリーニング機製造業)
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業 E30 情報通信機械器具製造業	E28電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子管又は半導体素子製造業
	E29電気機械器具製造業	発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業
		民生用電気機械器具製造業
		電球製造業
		電子応用装置製造業
		電気計測器製造業
E30情報通信機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業	
E31 輸送用機械器具製造業	E312鉄道車両・同部分品製造業	鉄道車両製造業
	E313船舶製造・修理業、船用機関製造業	船舶製造又は修理業
	E314航空機・同附属品製造業	航空機製造業
	E315産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	その他の輸送用機械器具製造業
	E3199他に分類されない輸送用機械器具製造業	自転車又はリヤカー製造業( リヤカー製造業のみ)
E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	E2731体積計製造業	計量器、測定器又は試験機製造業
	E2732はかり製造業	
	E2733圧力計・流量計・液面計等製造業	
	E2734精密測定器製造業	
	E2735分析機器製造業	
	E2736試験機製造業	計量器、測定器又は試験機製造業
	E2737測量機械器具製造業	
E2739その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	計量器、測定器又は試験機製造業	
I56 各種商品小売業	I561 百貨店、総合スーパー	衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所であって従業者が常時50人以上のもの
	I569 各種商品小売業	衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所であって従業者が常時50人未満のもの
I591 自動車小売業	I5911自動車(新車)小売業	卸売業・小売業( 自動車、部分品、付属部品小売業のみ)
	I5912中古自動車小売業	
	I5913自動車部分品・附属品小売業	

## 令和5年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数調べ

	適用使用者数 (人)	適用労働者数 (人)	年齢、業務等による適用除外労働者数 (人)	備 考
特定最低賃金 計	5,400	164,971	998	
繊維工業	143	1,983	0	
塗料製造業	45	1,577	24	
鉄鋼業	358	21,417	162	
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	1,691	47,317	225	
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具製造業	57	1,827	50	
電子部品・デバイス・電子回路製造業、 電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	719	44,874	182	
輸送用機械器具製造業	301	13,773	216	
各種商品小売業	114	16,817	0	
自動車小売業	1,972	15,386	139	

「年齢、従事業務等による適用除外労働者数欄」は、外数である。

令和5年度最低賃金改定額の自治体広報誌掲載状況

	名称	部署(最賃担当課)	広報誌名	掲載月		HPリンク等	
				地域別	特定	地域別	特定
0	兵庫県	産業労働部労政福祉課	県民だよりひょうご	10月	12月	○	○
1	神戸市役所	経済環境局経済政策課	広報紙K O B E	11月	11月	○	○
2	姫路市役所	商工労働部労働政策課	広報ひめじ	11月	1月	○	○
3	尼崎市役所	経済部しごと支援課	市報あまがさき	10月	12月	○	○
4	明石市役所	市民生活局産業振興至産業政策課	広報あかし	10月15日	12月15日		
5	西宮市役所	産業文化局産業部労政課	市政ニュース <small>(労政にしのみや)</small>	10月10日	(1月)	○	○
6	洲本市役所	商工観光課	広報すもと	10月	12月	○	○
7	芦屋市役所	市民生活部地域経済振興課	広報あしや	10月	1月	○	○
8	伊丹市役所	都市活力部商工労働課	広報いたみ	10月1日		○	○
9	相生市役所	市民生活部地域振興課	広報あいおい	10月	2月	○	○
10	豊岡市役所	環境経済課	広報とよおか	11月	1月	○	○
11	加古川市役所	産業経済部産業振興課	広報かこがわ	11月	1月	○	○
12	赤穂市役所	産業振興部商工課	回覧広報あこう	9月	12月		
13	西脇市役所	産業活力再生部商工観光課	広報にしわき	10月	1月	○	○
14	宝塚市役所	産業文化部商工勤労課	広報たからづか	10月	12月	○	○
15	三木市役所	産業振興部商工振興課	広報みき	10月	12月	○	○
16	高砂市役所	生活環境部産業振興課	広報たかさご	11月	2月	○	○
17	川西市役所	市民環境部産業振興課	広報かわにし	11月	1月	○	○
18	小野市役所	地域振興部産業創造課	広報おの	11月	1月	○	○
19	三田市役所	地域共創部産業戦略至産業政策課	広報さんだ	11月	2月	○	○
20	加西市役所	産業部産業課	すっきゃかさい	12月	2月	○	○
21	丹波篠山市役所	商工観光課	広報丹波篠山	11月	1月	○	○
22	養父市役所	産業環境部商工観光課	市広報やぶ	10月	12月	○	
23	丹波市役所	産業経済部商工振興課	広報たんば	10月		○	○
24	南あわじ市役所	総務企画部広報情報課	広報南あわじ	10月		○	○
25	朝来市役所	産業振興部経済振興課	広報朝来	11月		○	○
26	淡路市役所	産業振興部商工観光課	広報淡路	10月	12月	○	○
27	宍粟市役所	産業部商工観光課	広報しろう	10月	12月	○	○
28	加東市役所	産業振興部商工観光課	広報かとう	11月	1月	○	○
29	たつの市役所	産業部商工振興課	広報たつの	10月25日		○	○
30	猪名川町役場	地域振興部産業労働課	広報いながわ	10月	1月	○	○
31	多可町役場	商工観光課	広報たか	11月	1月	○	
32	稲美町役場	経済環境部産業課	広報いなみ	11月	2月	○	
33	播磨町役場	産業環境課	広報はりま	1月	1月	○	○
34	市川町役場	地域振興課	広報いちかわ	11月	1月	○	○
35	福崎町役場	地域振興課	広報ふくさき	10月	1月	○	
36	神河町役場	ひと・まち・みらい課	広報かみかわ	1月	1月	○	○
37	太子町役場	産業経済課	広報たいし	11月	1月	○	○
38	上郡町役場	地域振興課	広報かみごおり	10月	1月	○	○
39	佐用町役場	商工観光課	広報さよう	10月		○	○
40	香美町役場	観光商工課	広報ふるさと香美	10月	12月	○	○
41	新温泉町役場	商工観光課	広報しんおんせん	10月	1月	○	○



# 令和6年度 兵庫地方最低賃金審議会による実地視察及び意見聴取について（案）

## 1 実地視察

### （1）実地視察対象事業場の選定基準

- ア 地域別最低賃金の適用を受ける業種
- イ 基礎調査において最低賃金の引上げによる影響率が高い業種
- ウ 有期雇用労働者（パート、アルバイト）の割合が高い事業場
- エ 中小企業の事業場

### （2）令和6年度実地視察事業場（案）

最低賃金の別	日本標準産業分類（大分類）	主な対象業種	地域
地域別	宿泊業、飲食サービス業	旅館、ホテル、飲食店など	県下全地区
	卸売業、小売業	飲食料品卸売業・小売業、衣服卸売業・小売業、機械器具卸売業・小売業など	県下全地区

### （3）過去2年間の実施状況

#### 令和5年度

業種	地域	規模	参加委員数
宿泊業	神戸市	170名	3名
小売業	神戸市	39名	3名
洗濯業	神戸市	63名	3名

#### 令和4年度

業種	地域	規模	参加委員数
宿泊業	神戸市	32名	3名
小売業	神戸市	26名	3名
自動車小売業	神戸市	34名	3名

### （4）実施時期

令和6年6月～同年7月

## 2 意見聴取

### (1) 意見聴取対象事業場の選定基準

ア 特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種

イ 中小企業の事業場

### (2) 令和6年度意見聴取事業場（案）

業 種	地 域
鉄鋼業	県下全地区
電子部品等製造業	県下全地区

### (3) 過去2年間の実施状況

令和5年度

業 種	地 域	規 模
塗料製造業	尼崎市	96名
輸送用機械器具等製造業	明石市	58名
計量器等製造業	明石市	8名

令和4年度

業 種	地 域	規 模
鉄 鋼 業	神戸市	96名
はん用機械器具等製造業	神戸市	58名
電子部品等製造業	神戸市	8名
自動車小売業	神戸市	34名

### (4) 実施時期

令和6年7月中旬頃

# 令和5年度 最低賃金審議経過一覽表

項目	兵庫県	塗料製造業	鉄鋼業	はん用機械器具等製造業	電子部品等製造業	輸送用機械器具製造業	計量器等製造業	自動車小売業	
申 出 書 受 理 日		R5.7.6	R5.7.7	R5.7.7	R5.7.6	R5.7.7	R5.7.7	R5.7.6	
改正の必要性	諮問年月日(本審)		R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	
	本 審		R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	
	答申年月日(本審)		R5.8.23	R5.8.28	R5.8.21	R5.9.12	R5.8.24	R5.9.11	R5.10.3
改 正 諮 問 年 月 日	R5.7.3	R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	R5.7.14	
専門部会委員任命年月日	R5.7.19	R5.8.1 R5.8.2	R5.8.1 R5.8.2	R5.8.1 R5.8.2	R5.8.1 R5.8.2	R5.8.1 R5.8.2	R5.8.1 R5.8.2	R5.8.1 R5.8.2	
専門部会委員	公 益 代 表	梅野	上林	○坂本	○上林	梅野	○千田	梅野	○梅野
		○桜間	坂本	桜間	桜間	○千田	三上	○千田	坂本
		山口	○山口	高階	高階	三上	山口	高階	三上
	労 働 者 代 表	岩崎	浦上	川端	岩崎	末道	遠藤	岩崎	篠崎
		小西	三浦	小西	坂元	中島	小西	黒石	二宮
		堀井	森田	藤田	林	堀井	多禰	津川	森田
	使 用 者 代 表	倉本	佐々木	篠田	下岡	榮永	金子	黒田	東
		松岡	廣利	平泉	東田	新山	鈴木	瀬川	今井
		吉川	吉川	吉川	松下	松岡	松岡	苗村	倉本
	意見聴取実施年月日	R5.6.28 R5.7. 4 R5.7.6	R5.7.14				R5.7.14	R5.7.14	
第 1 回 専 門 部 会	R5.7.31	R5.8.23	R5.8.28	R5.8.21	R5.8.24	R5.8.24	R5.8.22	R5.8.22	
第 2 回 専 門 部 会	R5.8.2	R5.9.15	R5.9.20	R5.9.20	R5.9.1	R5.9.11	R5.9.11	R5.8.31	
第 3 回 専 門 部 会	R5.8.3	R5.9.28	R5.9.27	R5.9.25	R5.9.12	R5.9.14	R5.9.27	R5.9.5	
第 4 回 専 門 部 会	R5.8.7				R5.9.28	R5.9.26			
第 5 回 専 門 部 会									
第 6 回 専 門 部 会									
			…金額審議						
審議会令6条5項の適用	無	有	有	有	有	無	有	無	
本審(答申)	R5.8.7	R5.9.28	R5.9.27	R5.9.25	R5.9.28	R5.10.3	R5.9.27	R5.10.3	
発 効 日	R5.10.1	R5.12.1	R5.12.1	R5.12.1	R5.12.1	R5.12.1	R5.12.1	-	

は部会長、 は部会長代理

## 令和5年度最低賃金審議会等開催日

本審、専門部会及び公益委員会議					
	回数	会議名	開催日	主な議題	諮問・答申
5月		第1回公益委員会議	5月15日	審議日程等について	
		第659回本審	5月26日	会長代理の選出、小委員会の報告、審議日程案等	
7月		第660回本審	7月3日	地域最賃改正の諮問、専門部会の設置及び決議の取扱い、兵庫県最低賃金の発効日について	諮問(地賃改正)
		第661回本審	7月14日	特定最賃改正の必要性の諮問等、意見聴取(特定3業種)、実地視察の報告	諮問(特賃改正の必要性等)
		第662回本審	7月31日	目安答申について、最低賃金実態調査結果について、意見陳述(4団体)	
	1	第1回地賃専門部会	〃	部会長及び部会長代理の選出、地賃改正審議	
8月	2	第2回地賃専門部会	8月2日	地賃改正審議	
	3	第3回地賃専門部会	8月3日	地賃改正審議	
	4	第4回地賃専門部会	8月7日	地賃改正審議、採決	報告(全会一致せず)
		第663回本審	〃	地賃改正採決、答申	答申(地賃改正)
		第2回公益委員会議	8月18日	特定最賃専門部会の分担について	
	1	はん用機械器具製造業専門部会	8月21日	部会長選出、特賃改正必要性の審議 結審(全会一致)	答申(必要性)
	2	自動車小売業専門部会	8月22日	部会長選出、特賃改正必要性の審議	
	3	計量器等製造業専門部会	〃	部会長選出、特賃改正必要性の審議	
		第664回本審(異議審)	8月23日	兵庫県最賃異議審 諮問、答申(全会一致)	(異議)諮問、答申
	4	塗料製造業専門部会	〃	部会長選出、特賃改正必要性の審議 結審(全会一致)	答申(必要性)
	5	輸送用機械製造業専門部会	8月24日	部会長選出、特賃改正必要性の審議 結審(全会一致)	答申(必要性)
	6	電子部品等製造業専門部会	〃	部会長選出、特賃改正必要性の審議	
	7	鉄鋼業専門部会	8月28日	部会長選出、特賃改正必要性の審議 結審(全会一致)	答申(必要性)
	8	自動車小売業専門部会	8月31日	特賃改正必要性の審議	
9月	9	電子部品等製造業専門部会	9月1日	特賃改正必要性の審議	
	10	自動車小売業専門部会	9月5日	特賃改正必要性の審議	必要性なし
	11	計量器等製造業専門部会	9月11日	特賃改正必要性の審議 結審(全会一致)	答申(必要性)
	12	輸送用機械製造業専門部会	〃	金額審議	
	13	電子部品等製造業専門部会	9月12日	特賃改正必要性の審議 結審(全会一致)	答申(必要性)
	14	輸送用機械製造業専門部会	9月14日	金額審議	
	15	塗料製造業専門部会	9月15日	金額審議	
	16	はん用機械器具製造業専門部会	9月20日	金額審議	
	17	鉄鋼業専門部会	〃	金額審議	
	18	はん用機械器具製造業専門部会	9月25日	金額審議 結審(全会一致)	答申(金額)
	19	輸送用機械製造業専門部会	9月26日	金額審議 採決	報告(全会一致せず)
	20	計量器等製造業専門部会	9月27日	金額審議 結審(全会一致)	答申(金額)
	21	鉄鋼業専門部会	〃	金額審議 結審(全会一致)	答申(金額)
	22	塗料製造業専門部会	9月28日	金額審議 結審(全会一致)	答申(金額)
	23	電子部品等製造業専門部会	〃	金額審議 結審(全会一致)	答申(金額)
10月		第665回本審	10月3日	(輸送用)特定最賃改正採決、答申・特定最賃改正審議結果報告	答申(金額)
		(第666回本審)	10月19日	(特定最賃異議審) 異議申出なく中止	
		第1回小委員会	10月27日	特定最低賃金の改正申し出の要件について	
3月		第666回本審	3月11日	適用使用者及び労働者数、特定最賃意向確認	



## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

## 1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。  
改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「」（カンマ）の「」（読点）への修正等の設定などとなっている。

## 2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店，総合スーパー**」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

### <旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店，総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



### <新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更	

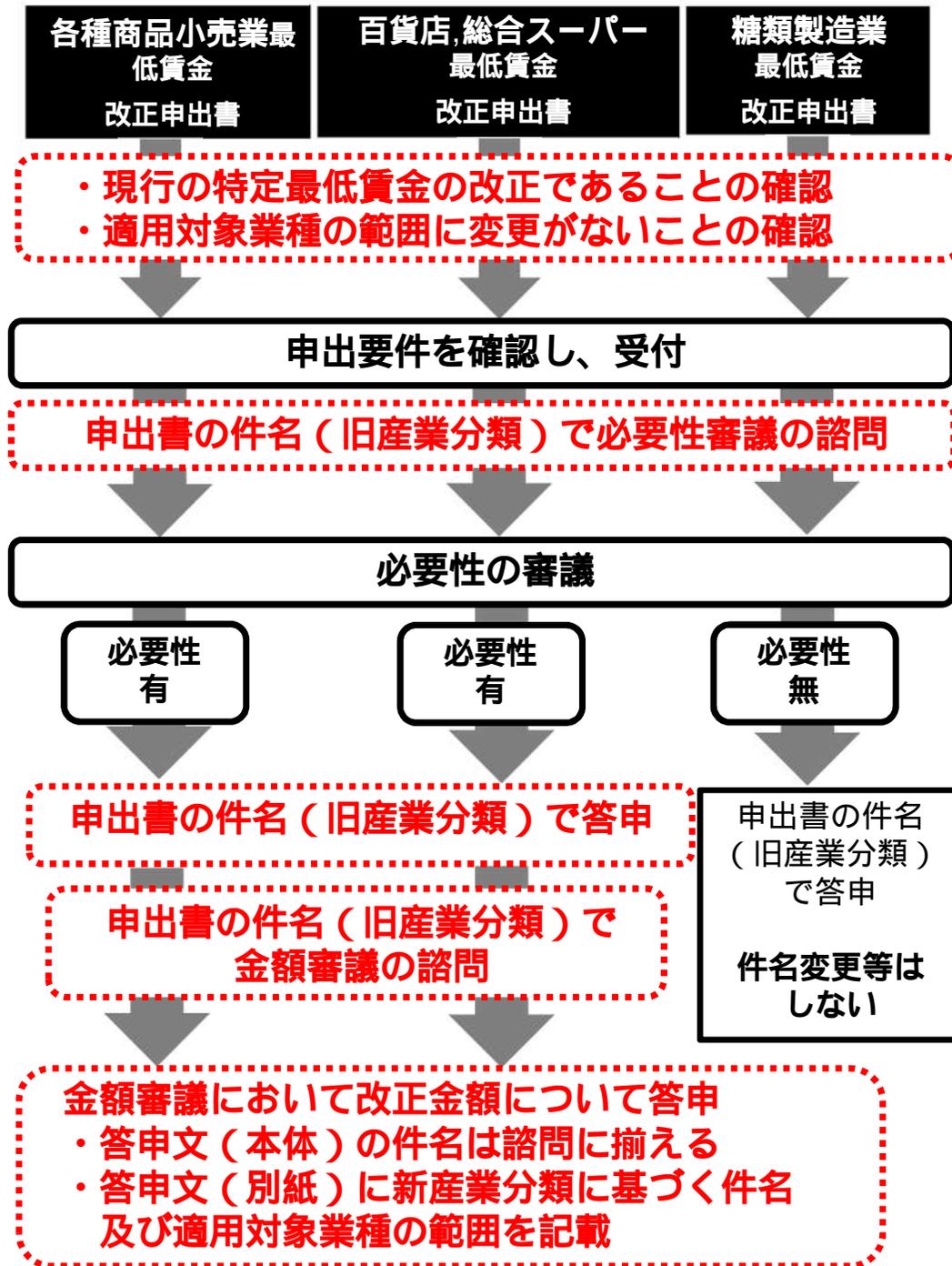
## 3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- **適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



## 答申文のイメージ

### < 答申文（本体） >

労働局長  
地方最低賃金審議会長  
県各種商品小売業の改正決定について（答申）  
（以下、略）

労働局長  
地方最低賃金審議会長  
県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）  
（以下、略）

件名は諮問に揃える

### < 答申文（別紙） >

（別紙）  
県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金  
1 （略）  
2 適用する使用者  
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者  
4～6 （略）

新産業分類に基づく件名を記載

（別紙）  
県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金  
1 （略）  
2 適用する使用者  
前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者  
4～6 （略）

新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載